



詳しい資料を無料で送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

●募集学生の種類

- 教養学部
  - 科目履修生 6か月間在学し、希望科目を履修
  - 選科履修生 1年間在学し、希望科目を履修
  - 全科履修生 4年以上在学し、卒業を目指す
- 大学院
  - 修士科目生 6か月間在学し、希望科目を履修
  - 修士選科生 1年間在学し、希望科目を履修

【問い合わせ・応募先】  
放送大学鹿児島学習センター  
〒099-239-1311



「韓国ふれあいサロン」の参加者を募集

市国際交流協会では、韓国の文化や歴史に関心がある人を対象に開催する「韓国ふれあいサロン」の参加者を募集します。

●期日 8月～2月の毎月第1・3月曜日  
※第1回 7月12日(月)  
●時間 19時～21時  
●場所 鹿屋体育大学講義棟201講義室  
●内容 韓国語の基礎講座、文化の紹介  
●定員 20人(定員になり次第締め切り)  
●受講料 無料  
●応募方法 電話でご応募ください。  
●応募期限 7月9日(金)

【問い合わせ・応募先】  
市国際交流協会事務局  
(市民活動推進課内・5階)  
〒0994-43-2111  
内線3594

### お知らせ

7月11日は参議院議員通常選挙の投票日です

参議院議員選挙が6月24日(木)に公示され、7月11日(日)に投票が行われます。

有権者の皆さんは、必ず投票しましょう。

●投票できる人 平成22年7月12日までに生まれた人で、平成22年3月23日以前に鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人。

※平成22年3月24日以降に鹿屋市に転入届を出した人は、前住所地で選挙人名簿に登録されているれば、前住所地で投票ができます。

●投票日の投票

- 投票時間 7時～19時
- 投票所 選挙人名簿に登録された投票所または投票できません。郵送された投票案内状で必ず投票所を確認してください。
- 投票方法 投票所に投票案内状を持参してください。万一、案内状を紛失

「第1回旬菜料理講習・試食会」の参加者を募集

かのやで採れる旬の食材を使って、家庭でできる料理を作り、「食」についての講話を聞きながら、かのやの「食」を味わってみませんか。

●日時 7月31日(土) 10時～12時  
●場所 市保健相談センター  
●対象者 就学前の子どもを持つ親  
※希望者には、託児を行います。  
●定員 40人(応募多数の場合は抽選)  
●参加料 無料  
●持参するもの 三角巾、エプロン  
●応募方法 電話でご応募ください。  
●応募期限 7月16日(金)

【問い合わせ・応募先】  
市農政水産課(2階)  
〒0994-31-1117

障害者委託訓練生を募集

●募集科 O.A事務科  
●内容 ワード・エクセル初級程度、インターネット、Eメール、ホームページ作成  
●訓練期間 9月2日(木)～11月30日(火)  
●訓練場所 鹿屋商工会議所  
●対象者 求職中で身体障害者手帳を持っている人  
●定員 10人(定員になり次第締め切り)  
●受講料 無料  
●応募期間 7月12日(月)～8月5日(木)  
※応募方法など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・応募先】  
県障害者職業能力開発学校  
〒0996-44-2206

放送大学10月入学生を募集

放送大学は、テレビなどの放送により授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代の人が学んでいます。

## 口蹄疫の発生により被害を受けた畜産農家の皆さんへ 市税等の猶予制度について

市では、市場の開催延期に伴い家畜を出荷することができないなど、口蹄疫により被害を受けた皆さんに対し、市税等に関して次の制度を設けています。

### ●猶予制度の内容

- 市税等の猶予(納付期限の先送り)
- 分割又は一括納付

●対象者=口蹄疫の影響により、平成22年4月以降に家畜を出荷できなかった畜産農家

●対象となる主な税目等及び猶予期間

種類	猶予期間
○平成22年度市税(市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)	原則として1年以内
○平成22年度国民健康保険税	
○平成22年度後期高齢者医療保険料	
○平成22年度介護保険料	6か月以内

●受付開始=6月10日(木)～

【問い合わせ・申請先】市収納管理課(1階⑬番窓口) ☎0994-43-2111 内線3118 各総合支所地域振興課

## 介護保険高額サービス資金貸付基金制度をご利用ください

市では、同じ月に利用した介護保険サービス費の合計が世帯の上限額(下表)を超えた場合、支払い後にその超えた分について高額介護サービス費として払戻しを行っていますが、支払いが困難な人に対しては、超えた分を先に貸し付ける基金制度を設けています。

- 貸付対象者=介護保険の被保険者で、介護保険法に規定する高額介護サービス費の上限を超えた額の支給が見込まれ、かつ、高額な介護サービス費を支払うことが困難と認められる人
- 対象となるサービス費
  - ①居宅介護(予防)サービス費 ※訪問介護や通所介護等
  - ②施設サービス費
  - ③地域密着型介護(予防)サービス費 ※グループホーム等
- 貸付金額=高額介護サービス費の支給見込額以内
- 貸付利率=無利子
- 申請方法=申請書、印鑑、事業所発行の請求書を持参し、申請してください。

### ●高額介護サービス費の世帯上限額

区分	世帯の上限額
一般世帯 (下記の区分に該当しない人)	37,200円
住民税非課税世帯	24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円 (個人)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円 (個人)

【問い合わせ・申請先】市高齢福祉課(1階⑨番窓口) ☎0994-31-1116